

第十一章 着工への足どり

1 愛知用水公団の設立

愛知用水事業は当初、国営事業として採択されるよう申請した。昭和二十六年、土地改良区設立予備審査申請同意書作成と同時に、国営施行予備審査申請同意書を作成し、前者を知事に、後者を農林大臣に同十二月四日に提出。

その結果、愛知用水土地改良区は昭和二十七年二月十一日には県の予備審査を通過して、同年五月八日には愛知用水土地改良区が設立された。国営愛知用水事業については、同年次項の国営事業に当てられている全国の予算が昭和二十六年度一四〇億円程度となっており、仮に愛知用水の工事費が三〇〇億円とし、年間、愛知用水事業に一〇%を投入できたと仮定して（これは、とうていできることではない）、事業完成までに二十二年を要することになり、事業効果はその先五年を待つとして、約三十年先となり、とても経済ベースに乗るものではない。

そこで考えられたのは、国際復興開発銀行からの融資であった。余剰農産物返済資金の一時借り入れなど、当時、日本は講和条約が締結されていないが、講和条約締結後、日本が国

際復興金融機構加入を許された後、その融資を受けて国営事業として発足することが考えられていた。

第八章で示した愛知用水期成同盟会（会長森信蔵）としては、昭和二十五年五月五日、日本の市町村長の代表がアメリカ視察に行くことになり、半田市長森信蔵がその団長として渡米したおりに、世界銀行幹部に融資の依頼をしてきたが、その後、愛知県知事桑原幹根も、さらに大蔵大臣池田勇人、高崎達之助、外務審議官渡辺武、駐米公使なども機会あることに世銀融資を依頼されてきた。それらが実を結び、昭和二十六年九月、講和条約が締結され、次のような交渉経過をたどって世界銀行農業調査団が来日することになった。

一、昭和二十七年秋、世銀副総裁ガーナーが来日した際、農林省としては愛知用水のほか八郎潟、東京湾、浜名湖、長崎の干拓計画を提出した。

二、昭和二十七年十一月六日、世銀中近東部長ドル来日（世銀融資打診）。

三、昭和二十八年十一月、世銀ドル、再度来日（日本経済調査）。

四、昭和二十九年四月二十九日、世銀副総裁ガーナーは井口駐米大使に世銀に来訪を求め、

①二十八年度のドル使節の調査結論 ②世銀融資の限度は一億ドル以内 ③融資申請の優先順位の決定 ④外貨必要以外の融資は考えない ⑤必要なれば、農業生産増加技術団の派遣—について伝えた。

五、昭和二十九年五月二十九日、世銀は日本政府の融資対象の農業開発。愛知用水二九四億五、六〇〇万円のうち外貨分の一、四〇五・五万ドル（輸入機械に使用する燃料）。北海道開拓資金は一、四〇五・五万ドル（右に同じ）など、受け入れ態勢の細部を検討。

六、農業調査団の来日、昭和二十九年七月十八日より二カ月。

〔調査団員と専門分野〕 団長 ドール（アメリカ）

農業総括 チャクラバー（インド）

H・ハンコック（ニュージーランド） 有畜農業

B・ブラウン（アメリカ） 土壌

I・ルテイン（オランダ） 土地開発

K・ラミア（インド） 農業

この間、主として問題となつたのは、愛知用水のメインダムを二子持ダムより一キロ上流の牧尾橋ダムに変更することであり、外資受け入れ母体としての愛知用水公団法（当初は公社）草案であつた。

その間に昭和三十年三月二十八日には皇太子殿下（現天皇陛下）の計画説明聴取もあり、日本の朝野を挙げての支援があつた。

七、愛知用水公団法の成立。昭和三十年七月三十一日であつた。

その陣容は次の通り

総裁 浜口雄彦、同副総裁 進藤武左エ門

理事 岡田信治、伊藤佐、中川良吉、原田伝、桜井志郎

監事 黒河内透、鈴木健三

八、公団の地元農民の同意と地元農民の要望書の提出。

愛知用水事業は、土地改良法に基づいて国営土地改良事業として昭和二十六年十二月四日（土地改良区設立同意書）、三七、三九一名のうち三二、四五三名、有資格者の約八七％の同意によって、始められたものである。

ところが、今回愛知用水公団法第十八条第一項各号に規定する事業として、愛知用水公団事業として施工することになったので、改めて事業受益者の三分の二以上の同意を昭和三十年十一月末までに得るよう、昭和三十年十月十日付農地法第四六一九号により農林次官より愛知県を通じて通知があった。

2 受益者農民の同意

愛知県知事、地元農民の同意書を要請

愛知県知事は愛知用水土地改良区理事長あてに次のような公文書をもって、受益者の三分の二以上の同意書を要請された。

「愛知用水事業の国営土地改良事業施行中、申請書については、さきに農林大臣宛にて進達されたが、この事業は去る九月二十七日施行に係る、愛知用水公団法、第十八条一項各号に規定する、愛知用水公団の事業として、本年度から実施されることになりました。つきましては、この事業が、さきに国営土地改良事業として、事業受益者の三分の二以上の同意を得て申請した関係もあり、愛知用水公団がこの事業を実施するに当たり、改めて事業の受益者である、貴組合員の三分の二以上の同意を来る昭和三十年十一月末日までに得るよう、十月十日付、農地法第四六一九号により、農林次官より通知があったのでお知らせします」

「農民の同意については、公団法の上からは、特に要しないのであるが、農林省は、予算折衝の経過からみて、同意の取得に関し、愛知県知事を通じて、上記のような通達をいたしました。

受益農家総数 37,391名
同意者総数 32,453名
同意率 86.8%

同意率が三分の二に
達しなかった町村とその理由

- 1 大府町 (農協預金取付中)
- 2 有松町 (名古屋編入希望)
- 3 大高町 (名古屋編入希望)
- 4 横須賀町? (取りまとめが遅れた)
- 5 知多町? (取りまとめが遅れた)
- 6 鳴海町 (名古屋編入希望)
- 7 天白村 (名古屋編入希望)
- 8 猪高村 (名古屋編入希望)
- 9 小牧市 (受益地が少ない)
- 10 守山市 (受益地が少ない)
- 11 犬山市 (受益地が少ない)

これに基づいて、愛知用水
土地改良区は、農民の三分の
二以上の同意を求めたところ、
別冊のごとく取りまとめまし
た。

しかし、受益農民は、この
事業遂行について、次のよう
な意向が強いので、取りまと
めて列挙して具申いたします。
なお、これらの事項について

ては、適切なる意見と思われまますので、事業施行に当たっては、しかるべく処理下さるよう強く要望します」

(イ) 愛知用水事業については、愛知用水公団が一方的に進められないよう衆議院の付帯決議の(9)にある関係協議機構を速やかに設置されて、ダム、幹線水路、補助溜池等充分話し合
いの上実施されたい。

特に、この総合開発事業が、農民の三分の二以上の同意によって進められているものな
で、これが利益代表機関である土地改良区と充分話し合いの上進められたい。

(ロ) 愛知用水公団法第二十四条の利益の限度の算定ならびに用地の買収の方法、価格等に
ついては、一方的に進められるのでなく、衆議院付帯決議(9)の協議機構を通じて行うこと。

(ハ) 農林省におかれては、もとより申すまでもなく、愛知用水公団においても用水完成後

の農業経営の指導に關しては万全を期せられ、充分採算のとれる農業経営の指導をされたい。
(二) 公団法第十八条一項一号のイについては、広義の解釈をされて、一切の土地改良事業、特に排水、区画整理など希望に応じてできるようにされたい。口についての買収、売り渡しの方法などについては、地方農業委員会と充分話し合いの上実施されたい。

(ホ) この総合開発の経費の配分については、再検討を加えられたい。

(ハ) 愛知用水事業計画については、同意しがたい部分がありますから、再検討を加えられたい。

(ト) 公団は地方農業協同組合の金融機関と密接な連絡を保って、事業を進められたい。

(チ) 地方各地より、別紙のごとき要望書が提出されておりますので、各々について検討、善処されたい」

なお、同具申書の提出にあたり、知多郡知多町岡田関係農民、春日井市下原区長、日進村長、および米ノ木、藤島、蟹甲、北新田、藤枝、岩藤、赤池、折戸の各区長からの意見書、または要望書が添付されていた。

山崎延吉先生の農民葬

昭和二十九年から三十年にかけては、あわただしい日が続いた。

①昭和二十九年八月八日には世銀第一次調査団来日、現地調査。九月七日には同第二次調査団来日、現地調査。

②明けて昭和三十年二月八日には長野県総務委員会が水没者の入植現地を視察し、鍋田、

三好台地、高師天伯地区を案内した。

③昭和三十年三月二十八日、皇太子殿下（現天皇陛下）、模型にて千葉所長、愛知用水計画の御説明を申し上げる光栄に浴した。

④愛知用水建設技術習得のため技術者四名、アメリカに出発（三十年四月二十二日）。畔柳嘉男、上瀧要美、内藤正、江川了、四氏。帰国後、四名の技術的活躍は目を見張るものがあった。

⑤昭和三十年六月十七日、愛知用水公団法閣議決定。六月二十一日、同法国会上册、同可決（七月二十八日）。

⑥愛知用水公団設立。業務開始。

⑦地元農民の要望と同意書（昭和三十年十月十五日）。

その中でも多年日本農業に尽くされた山崎延吉翁が亡くなられて、安城農林高等学校の校庭において、農民葬がとり行われた。深い悲しみの中に、卒業生、研農クラブ会員の会葬で、広い校庭も埋まっていた（七月二十九日）。久野庄太郎さんは懸命に奔走して農民葬にすべく必死の努力をした。その後、安城農林高校の農場の東北、明治用水会館の奥まった所に山崎会館が建てられ、先生の遺品が展示された。そこには先生の日誌の最後の頁、「浜島君が蛍光燈を持って来てくれて、手の皺まで良く見える」と記された個所が開かれていて、光栄に思った。

3 愛知用水主ダムの変遷

農林省としては愛知用水の水源ダム地点として、藪原、滝越、二子持、丸山の四カ所を候補地として考えていたが、現地調査、既存資料などによる検討の結果、二子持、丸山の二地点が残り、最終的には二子持地点に絞り現地調査に入った。

滝越、藪原、丸山地点に関しては、それぞれ次のような難点があった。

(1) 滝越地点については、次に述べるような地質上の問題点がある。

農地局計画部資源課の地質調査班が実施した電気探査による地質調査報告書によれば、「本地点はダムサイトとしては一見はなほ良好地点と認められたが、日本発送電株式会社で施行したボーリングの結果及び今回の地質調査の結果より総合すれば、右岸は良質の岩盤なるも、左岸は火山灰層にして透水性であり、土堰堤として考えてみた場合、滲透線がどこで納まるかが問題であり、仮に土堰堤として安全であっても河床下六五メートル以下の掘削が現在の土木技術をもって安全かつ採算可能に工事を完了し得るかが疑問と考察される」

また、

「左岸を構成する火山噴出物の火山灰は、ほぼ水平に成層されているが、この岩質は深さによって相違があり、電探の結果や、地表の露出層から判定して上部は細粒の火山灰であるが、下部の地層は比較的粗粒を交え、その透水率は大であると思われる。

これらの諸点を考慮して安定度を吟味することが残された研究課題である」

と述べられている。

(2) 藪原地点は、木曾川本流の最上流、JR中央線藪原駅付近をダム建設地点とするため、貯水量は最大であるが、水没補償（戸数四五〇戸、田畑二三〇ヘクタール、山林原野一七〇ヘクタール、国鉄八、三〇〇メートル、国道七、五〇〇メートル、県道五、〇〇〇メートル）が多大な額にのぼり、経済的に建設困難であると判断される。

(3) 丸山地点については、当時関西電力株式会社が調査中であり、ここは木曾川水系におけるもつとも良好な場所と考えられ、農地局長は、資源庁電力局長へ現計画貯水量二、八〇〇万立方メートルを一億立方メートルとして、堤高を三五メートル上げることが公文書をもつて要請した。電力局長は、これに対して、昭和二十五年六月二十九日、次のように回答してきた。

「丸山ダム建設にあたっては、比較一覧表の通り、有効貯水量一億立方メートルとする場合は、電力部門以外の負担金およそ七〇億円程度に達し、その効果に対照して過大の負担となると認められるので、木曾川水系の灌漑用水補給は、丸山ダムのみ依存せずに、他のダム計画についても調査せられたい」

その結果、本地点の利用を断念したのである。丸山ダムの着工時期は関西電力としては昭和二十六年を予定していたのに対し、愛知用水計画はその時点では着工のメドが立って^(註)いなかった^(註)ので、諦めるよりほかなかった。

4 愛知用水着工促進陳情書提出

昭和二十八年六月七日の愛知用水期成促進大会の決議文と当日の雰囲気と農林省、経済安定本部の国土総合開発に対する国の対応、世界銀行の対応などから期成同盟会として各方面に対して陳情書を出して着工促進を図ろうということになり、六月五日の決議文を添えて次のような陳情書を関係方面に提出した。

(文案 久野庄太郎、緋田工、明壁京一、浜島辰雄、田村金平)

〔陳情書〕

謹みて、愛知用水事業の昭和二十九年度よりの着工を陳情申し上げます。

かつて、国を焦土化し、国運を賭し、一億護国の人柱となる覚悟で戦を始めましたが、今日祖国の永遠の発展と民族の最大の幸福を希求するなれば、せめてこの何分の一かの物心両面の力を持って国土の開発に力を尽くしたら、狭いながらも、安住の地が得られるのではないかと思われれます。人類の経済発展は、衣食住の完全なる充足に尽きると思料せられます。なかんずく食糧問題はすべての核心であります。これはいかなる時代においても変わらざる鉄則があると信じます。食糧の増産を中心とした国土の総合開発こそ、今日の急務であり、将来への発展の根本問題であると考えられます。

愛知用水につきましては、すでに農林省において、昭和二十四年度より多額の調査予算を抛出されまして、とくに昭和二十六年年度よりは、木曾川総合開発に基づく、独立の調査事務所が設けられ、着々調査が進捗し、昭和二十八年度にはほとんど計画完成の域

に達しますことは関係方面の御卓見と絶大なる御尽力と感謝のほかありません。

この問題が言い出されたのは遠く徳川時代に遡りますが、事業が大きすぎることで、地域が細長いために、地元的一致団結がなかなか困難で、ついに今日に残された問題となりました。しかし、年々起きる早魃かんぱつの惨害に、農民は絶えず「水を」「水を」と叫び続けてきたのであります。

元来、尾張東部から知多半島にかけては、水の便極めて悪く、雨が降れば、直ちに流れ出して土地を荒らし、旱天が続けば、たちまち干上がり、まことに始末の悪い土地であります。ただ、わずかに溜池を作って、雨水をこれに溜め使用する現況であります。一度早魃が起これば、田はもちろん、畑の作物も稔らず、人々は茫然自失し、井戸水も不足し、まことに難渋しております。なかんずく、知多半島の南端、師崎のごときは、町内にただ一つの井戸しかなく、五〇〇戸に余る人が各戸に縄釣瓶を持ち肩で担って、生活の水をまかなっておりますが、一度早魃にあえば、極度の飲料水節約をしても追いつかず、長い列をつくって、わずかに溜まる水を待っているしかなく、また、その水を日間賀島、篠島から舟で買いに来るなど、全く他地方では想像だにできない状態であります。

大正の中頃、東春日井郡から今の春日井市地方に木曾川の水を引く案が真剣に検討されたことがありましたが、残念ながら、多端の時局のため、立ち消えになってしまいました。

終戦前後、昭和十九年と同二十二年の大旱魃に、知多郡の一角より今日の愛知用水事業の議起こるや、澎湃ほうはいとして、賛辞四方に拡がり、昭和二十四年三市四郡の期成同盟会

が発足、以来、今日に至りました。まことに感慨無量なるものがあります。

計画に基づけば、地区内三万余町歩にわたる広大なる農地のみならず、尾張東部から三河、知多半島の第三紀層の荒れるにまかせていた山地も相貌を一変し、農業はもちろん、工業・商業も殷賑を極め、まことに住みよい地帯が出現すること必定であります。

近年米国が、民主主義理念に基づく、代表的開発をした、T・V・Aを宣伝しておりますが、わが国の思想混乱も根ざすところは、経済的困窮にありますから、深く想いをここに致されて、範をT・V・Aにとり、すみやかなる着工完成による民生の安定を希求して止まないものであります。

過ぐる昭和二十八年六月五日、関係三市、四郡、四十七市町村の代表（地元国会議員、県会議員、市町村長、市町村会議長、市町村商工会長、農協組合長、土地改良区役員、総代、その他有志等）二〇〇有余名が参集し、知事その他関係諸官臨席の下に愛知用水期成促進大会を開き、席上、政党政派を超越して一致団結、これが完成のために全力を尽くすことを確約、冒頭の決議文を満場一致で可決しました。

願わくば、如上の主旨を諒とせられて、すみやかに予算処置を講ぜられ国营事業として昭和二十九年度より必ず着工、すみやかなる完成できますよう謹みて陳情申し上げます。

昭和二十六年六月五日

愛知用水期成同盟会長 森 信 藏

この文章に地図を添えて、主要なところは久野庄太郎さんが持参、説明して廻った。そし

て、その他もれなく郵送した。

〔註〕丸山地点については堤高九八・二メートルの旧計画のまま昭和二十七年九月に工事再開、昭和三十一年三月三十一日に完成した。しかし昭和五十八年の大洪水で美濃加茂市を中心に約五、〇〇〇戸が浸水した。その結果、昭和六十一年度から現在のダムを二四・三メートル嵩上げて二二・五メートルとし、貯水量一億四千六三五立方メートルとして上流ダム群と洪水調整して現在、丸山地点における計画洪水量一億六千万立方メートルを一億二千五百万立方メートルとする計画が進められている。事業費は八百億円〜一千億円と推定されている。

この場合、前の経済安定本部、農林省より木曾川総合開発の立場から丸山ダム三五メートル嵩上げ案の申し入れをして、昭和二十五年六月十九日の電力局長からは「約七〇億円の工事費増で断念した経緯があるから、この際、貯水量増の利水については再検討して将来の水需要増に対処する必要がある」との回答があった。

※丸山ダムの嵩上げによる費用の農業負担が七〇億円としても、二子持牧尾橋ダムの事業費が百億円とすれば、丸山ダム嵩上げの方が有利ではなかったか。かつまた四十年後に洪水調節と言いつつ嵩上げをしなければならなくなったことを考えれば、昭和二十五年時点で嵩上げた方が有利ではなかったか、と思われる。